別記様式第一(第1条第1項関係)(表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 即

国家公務員退職手当法 第12条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一 第14条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一 部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を 受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に (2) を被告として(被告を代表する者は (3)) 提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(処分前の一般の退職手当等の額)

円

(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)

別記様式第一(裏面)

(退職をした者の氏ク	名)			
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)
(退職年月日)	年	月	日	年月
(退職時の勤務官署)	又は事務	所)		
(退職時の職名)				(退職時の俸給月額) 円 (職 級 号俸)
(支給制限処分の理問	由)			
(国家公務員退職手) 明)	当法施行	令第 1	7 条で気	Eめる事情に関し勘案した内容についての説 (1997)
,				

- 備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、 (3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 勤続期間とは、国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
 - 3 不要の文字は、抹消すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第二(第1条第2項第1号関係)(表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

殿

印 (退職手当管理機関)

第14条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一 国家公務員退職手当法 第14条第2項 部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を 受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた 日の翌日から起算して6か月以内に (2) を被告として(被告を代表する者は (3)) 提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であ っても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提 起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内 に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決 又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、 その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決 又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起するこ とはできない。)。

記

円 金

(処分前の一般の退職手当等の額)

円

(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)

別記様式第二(裏面)

(退職をした者の氏々	名)			
(採用年月日)	年	月	目	(勤続期間)
(退職年月日)	年	月	目	年 月
(退職時の勤務官署)	又は事務	所)		
(退職時の職名)				(退職時の俸給月額) 円 (職 級 号俸)
(懲戒免職等処分を	受けるべ	き行為	をしたと	・認めた理由)
(国家公務員退職手) 明)	当法施行	令第 1	7 条で気	どめる事情に関し勘案した内容についての説

- 備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、 (3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 勤続期間とは、国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
 - 3 不要の文字は、抹消すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第三(第1条第2項第2号関係)(表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 印

国家公務員退職手当法 第14条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一 第14条第2項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一 部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に (1) を被告として(被告を代表する者は (2)) 提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(処分前の一般の退職手当等の額) 円 (処分後に支払われる一般の退職手当等の額) 円

別記様式第三(裏面)

(退職をした者の氏々	名)			
(採用年月日)	年	月	目	(勤続期間)
(退職年月日)	年	月	目	年 月
(退職時の勤務官署)	又は事務	所)		
(退職時の職名)				(退職時の俸給月額) 円 (職 級 号俸)
(懲戒免職等処分を	受けるべ	き行為	をしたと	・認めた理由)
(国家公務員退職手) 明)	当法施行	令第 1	7 条で気	Eめる事情に関し勘案した内容についての説

- 備考1 (1)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 勤続期間とは、国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
 - 3 不要の文字は、抹消すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第四(第2条第1項関係)(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 即

国家公務員退職手当法第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し 止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 (2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に (3) を被告として(被告を代表する者は (4)) 提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(退職をした者の氏々	名)					
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)	Æ	п
(退職年月日)	年	月	日		年	月

別記様式第四(裏面)

(退職時の勤務官署又は事務所)			
(退職時の職名)	(退職時の俸給月額)		円
	職	級	号俸)
(支払差止処分の理由)			

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般 の退職手当等の額が支払われる。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)
- 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職 手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合
- 備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 勤続期間とは、国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第五(第2条第2項関係)(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 即

国家公務員退職手当法第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し 止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 (2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に (3) を被告として(被告を代表する者は (4)) 提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(退職をした者の氏の	名)					
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)	Æ	п
(退職年月日)	年	月	日		年	月

別記様式第五 (裏面)

(退職時の勤務官署又は事務所)		
(退職時の職名)	(退職時の俸給月額) (職	円 級 号俸)
(公務に対する国民の信頼を確保する上で	支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰約	& :)

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、国家公務員退職手当法第 14 条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に 関し起訴をされることなく、かつ、国家公務員退職手当法第 14 条第1項の規定に よる処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職 手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合
- 備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 勤続期間とは、国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第六(第2条第3項関係)(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 即

国家公務員退職手当法第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し 止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 (2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に (3) を被告として(被告を代表する者は (4)) 提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(退職をした者の氏の	名)					
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)	Æ	п
(退職年月日)	年	月	日		年	月

別記様式第六(裏面)

(退職時の勤務官署又は事務所)		
(退職時の職名)	(退職時の俸給月額)	円
	(職 級	号俸)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、国家公務員退職手当法第 14 条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に 関し起訴をされることなく、かつ、国家公務員退職手当法第 14 条第1項の規定に よる処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職 手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合
- 備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 勤続期間とは、国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第七(第2条第4項関係)(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 即

国家公務員退職手当法第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し 止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 (2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に (3) を被告として(被告を代表する者は (4)) 提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(退職をした者の氏の	名)					
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)	Æ	п
(退職年月日)	年	月	日		年	月

別記様式第七(裏面)

(退職時の勤務官署又は事務所)				
(退職時の職名)	(退職時の俸給月額) (職	級	円 号俸)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をした)	ことを疑うに足りる相談	当な理	!由)	

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般 の退職手当等の額が支払われる。

- 1 この処分を受けた者が国家公務員退職手当法第 14 条第 2 項の規定による処分を 受けることなくこの処分を受けた日から 1 年を経過した場合
- 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職 手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合
- 備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 勤続期間とは、国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第八 (第3条第1項第1号関係) (表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 即

国家公務員退職手当法第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を 受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に (2) を被告として(被告を代表する者は (3)) 提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(国家公務員退職手当法第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)

別記様式第八(裏面)

(退職をした者の氏名)
(返納命令の理由)
(国家公務員退職手当法施行令第17条で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

- 備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第九(第3条第1項第2号関係)(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 印

国家公務員退職手当法第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に (1) を被告として(被告を代表する者は (2)) 提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(国家公務員退職手当法第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)

別記様式第九 (裏面)

(退職をした者の氏名)
(返納命令の理由)
(国家公務員退職手当法施行令第17条で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

- 備考1 (1)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十(第3条第2項第1号関係)(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 即

国家公務員退職手当法 第15条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当 第16条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当 等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を 受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に (2) を被告として(被告を代表する者は (3)) 提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(国家公務員退職手当法 第15条第1項 の規定により控除される失業者退職手当額) 第16条第1項

別記様式第十(裏面)

(退職をした者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)
(国家公務員退職手当法施行令第17条で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

- 備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、 (3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 不要の文字は、抹消すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十一(第3条第2項第2号関係)(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 印

国家公務員退職手当法 第15条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当 第16条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当 等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に (1) を被告として(被告を代表する者は (2)) 提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(国家公務員退職手当法 第15条第1項 の規定により控除される失業者退職手当額)

別記様式第十一(裏面)

(退職をした者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)
(国家公務員退職手当法施行令第17条で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

- 備考1 (1)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 不要の文字は、抹消すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十二(第4条関係)(表面)

国家公務員退職手当法第17条第1項に規定する

懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、国家公務員退職手当法第17条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額(下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

別記様式第十二 (裏面)

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	
	円
(国家公務員退職手当法第17条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	
	円
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十三(第5条第1項第1号関係)(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 即

第17条第1項

国家公務員退職手当法 第17条第2項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支 第17条第3項

払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を 受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に (2) を被告として(被告を代表する者は (3)) 提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

第17条第1項

(国家公務員退職手当法 第17条第2項 の規定により控除される失業者退職手当額) 第17条第3項

別記様式第十三 (裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(国家公務員退職手当法施行令第17条及び第18条で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

- 備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 不要の文字は、抹消すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十四(第5条第1項第2号関係)(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

殿

印 (退職手当管理機関)

第17条第1項 第17条第2項 国家公務員退職手当法 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支 第17条第3項

払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた 日の翌日から起算して6か月以内に (1) を被告として(被告を代表する者は (2)) 提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であ っても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提 起することはできない。)。

記

円 金

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

第17条第1項

(国家公務員退職手当法 第17条第2項 の規定により控除される失業者退職手当額) 第17条第3項

別記様式第十四(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(国家公務員退職手当法施行令第17条及び第18条で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

- 備考1 (1)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 不要の文字は、抹消すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十五(第5条第2項第1号関係)(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 即

国家公務員退職手当法 第17条第4項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支 第17条第5項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支 払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を 受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に (2) を被告として(被告を代表する者は (3)) 提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(国家公務員退職手当法 第17条第4項 の規定により控除される失業者退職手当額) 第17条第5項

別記様式第十五(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(国家公務員退職手当法施行令第17条及び第18条で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

- 備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 不要の文字は、抹消すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十六(第5条第2項第2号関係)(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 印

国家公務員退職手当法 第17条第4項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支 第17条第5項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支 払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に (1) を被告として(被告を代表する者は (2)) 提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(国家公務員退職手当法 第17条第4項 の規定により控除される失業者退職手当額)

別記様式第十六 (裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(国家公務員退職手当法施行令第17条及び第18条で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

- 備考1 (1)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
 - 2 不要の文字は、抹消すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。